

事務連絡  
令和5年8月4日

文部科学省

総合教育政策局教育人材政策課長  
初等中等教育局児童生徒課長  
高等教育局大学教育・入試課長  
高等教育局専門教育課長  
高等教育局私学部私学行政課長

こども家庭庁支援局虐待防止対策課長

学校等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知依頼）

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、こども・子育て家庭の状況を適切に把握し、こどもの安全確保を最優先に行うことが重要です。

これまで、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）をお示しし、学校、保育所等から市町村及び児童相談所に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等についてお願いをしてきたところです。

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要です。**

これを踏まえ、今般、別紙のとおり、各都道府県知事、指定都市・中核市・児童相談所設置市長（児童福祉主管部局）あて、**連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底を図るよう通知した**ところです。

については、貴課より、都道府県（私立学校主管部局）、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人並びに小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体へ周知いただくとともに、都道府県（私立学校主管部局）から所轄の私立学校へ、都道府県教育委員会から管内市町村教育委員会及び所管の学校へ、指定都市教育委員会から所管の学校へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人から附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人からその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から認可した小中高等学校へそれぞれ周知いただくようお願いします。

## ○今回の通知のポイント

(1) 平成31年の連名通知についての再周知（別添1）

(2) 平成31年の連名通知について、学校等において参照いただくことを目的とし、内容のポイントとなる事項を整理（別添2）

本資料については、市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知するとともに、それぞれの学校等において、子どもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応を依頼。

(3) 「気づきのポイント情報共有ツール」（別添3）

市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成31年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」（令和4年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書」（別添3）等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施するとともに、家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応への引き続きの対応を依頼。

別紙 通知本文

こ 成 保 1 2 3  
こ 支 虐 1 1 7  
令和5年8月4日

各 { 都道府県知事  
指定都市長  
中核市長  
児童相談所設置市長 }

こども家庭庁成育局長  
こども家庭庁支援局長

#### 保育所等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について（周知）

児童虐待への対応については、児童相談所や市町村が関係機関と緊密に連携し、こども・子育て家庭の状況を適切に把握し、こどもの安全確保を最優先に行うことが重要です。

これまで、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省総合教育政策局長・文部科学省初等中等教育局長・文部科学省高等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長連名通知。以下「連名通知」という。）（別添1）をお示しし、学校、保育所等から市町村及び児童相談所に対する定期的な情報提供並びに緊急時の対応等についてお願いをしてきたところです。

昨今の児童虐待が疑われる死亡事例についても、従前と同様、各自治体やこども家庭審議会児童虐待防止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会等において検証が行われ、判明した課題等に応じ、必要な対応が行われることとなりますが、**まずは、こどもと日々の接点を有する学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等（以下「学校等」という。）と市町村・児童相談所等との間で、こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に係る情報やリスク判断の鍵となる重要な情報の認識が十分に共有された上で、こどもや家族の状況等を踏まえたアセスメントやそれに基づく適切な対応がとられる等の連携体制の構築が重要です。**

これを踏まえ、連名通知の趣旨、目的及び内容について、保育所等の関係機関について改めて周知徹底を図るよう、お願いします。

また、この平成31年の連名通知について、学校等において参照いただくことを目的とし、別添2のとおり内容のポイントとなる事項を整理しています。本資料について、市町村の虐待担当部署及び児童相談所の連絡先も含めて管内の学校等に対して周知いただくとともに、それぞれの学校等において、こどもと日々の接点を有する教諭、保育士等に対し、職員会議等の機会において周知することや職員室等の各教諭、保育士等が参照しやすい場所へ掲示すること等の方法により、恒常的に確認されるような対応をお願いします。

さらに、市町村の児童虐待担当部署及び児童相談所においては、学校等から情報提供又は通告を受けた場合には、平成31年の連名通知及び「気づきのポイント情報共有ツール」(令和4年度厚生労働省保健福祉調査委託費調査研究事業「要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査報告書」(別添3)等を踏まえ、組織的なリスク評価等を実施するとともに、家庭訪問等による安全確認や、市町村の児童虐待担当部署から児童相談所への通告等の適切な対応に引き続き尽力をいただくようお願いします。

都道府県におかれましては、管内市区町村(児童福祉主管部局)(指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除く。)及び関係機関への周知をお願いいたします。

なお、本通知については、**別途文部科学省より**、都道府県(私立学校主管部局)、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人並びに小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体へ周知するとともに、都道府県(私立学校主管部局)から所轄の私立学校へ、都道府県教育委員会から管内市区町村教育委員会及び所管の学校へ、指定都市教育委員会から所管の学校へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人から附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する公立大学法人及び学校法人からその設置する学校へ、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から認可した小中高等学校へ周知されますので、申し添えます。

また、公立の小中学校に別添2を周知する際には、市町村の児童虐待担当部署等において連絡先を記入し、市町村教育委員会へ周知媒体を送付するようお願いいたします。

**【本件についての問合せ先】**

●本通知全般について

こども家庭庁支援局虐待防止対策課調整係

TEL: 03-6859-0082

●保育所及び地域型保育事業並びに認定こども園について

こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係

TEL: 03-6858-0058

●認可外保育施設について

こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係

TEL: 03-6858-0133

府子本第 190 号  
30 文科初第 1618 号  
子発 0228 第 3 号  
障発 0228 第 3 号  
平成 31 年 2 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
都道府県教育委員会教育長  
指 定 都 市 市 長  
指定都市教育委員会教育長  
中 核 市 市 長  
児童相談所設置市市長  
附属学校を置く国立大学法人学長  
各 附属学校を置く公立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長  
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
高等専門学校を設置する公立大学法人の理事長  
高等専門学校を設置する学校法人の理事長

内閣府子ども・子育て本部統括官  
(公印省略)  
文部科学省総合教育政策局長  
(公印省略)  
文部科学省初等中等教育局長  
(公印省略)  
文部科学省高等教育局長  
(公印省略)  
厚生労働省子ども家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)

学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっている。

こうした中、平成 30 年 3 月に東京都目黒区で発生した児童虐待事案を受けて、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、学校、保育所等と市町村、児童相談所との連携の推進を図るため、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」に基づく運用をお願いしているところであるが、本年 1 月に千葉県野田市で発生した小学校 4 年生死事案を踏まえ、今般、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（別添）を定め、一層推進すべき取組として周知徹底を図るものであるため、適切な運用を図られたい。

都道府県においては管内市区町村、所轄の私立学校及び関係機関へ、都道府県教育委員会・指定都市教育委員会においては管内市区町村教育委員会、所管の学校及び関係機関へ、指定都市・中核市・児童相談所設置市においては関係機関へ、附属学校を置く国立大学法人及び公立大学法人においては附属学校へ、独立行政法人国立高等専門学校機構並びに高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人においてはその設置する学校へ、構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体においては認可した学校へそれぞれ周知いただきたい。

なお、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 30 年 7 月 20 日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）については廃止する。

また、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

(別添)

## 学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針

### 1 趣旨

本指針は、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、高等課程を置く専修学校（以下「学校」という。）、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設をいう。以下同じ。）及び障害児通所支援事業所（以下「学校・保育所等」という。）から市町村又は児童相談所（以下「市町村等」という。）への児童虐待防止に係る資料及び情報の定期的な提供（以下「定期的な情報提供」という。）に関し、定期的な情報提供の対象とする児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続等の事項について、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「虐待防止法」という。）第 13 条の 4 の規定に基づく基本的な考え方を示すものである。

### 2 定期的な情報提供の対象とする児童

#### (1) 市町村が情報提供を求める場合

要保護児童対策地域協議会（児童福祉法第 25 条の 2 に規定する要保護児童対策地域協議会をいう。以下「協議会」という。）において、児童虐待ケースとして進行管理台帳（注）に登録されており、かつ、学校に在籍する幼児児童生徒学生、保育所、地域型保育事業所、認定こども園、認可外保育施設及び障害児通所支援事業所に在籍する乳幼児（以下「幼児児童生徒等」という。）を対象とする。

（注）進行管理台帳とは、市町村内における虐待ケース等に関して、子ども及び保護者に関する情報やその状況の変化等を記載し、協議会において絶えずケースの進行管理を進めるための台帳であり、協議会の中核機関である調整機関において作成するものである。

#### (2) 児童相談所が情報提供を求める場合

児童相談所（児童福祉法第 12 条に規定する児童相談所をいう。以下同じ。）が管理している児童虐待ケースであって、協議会の対象となっておらず、かつ、学校・保育所等から通告があったものなど、児童相談所において必要と考える幼児

児童生徒等を対象とする。

### 3 定期的な情報提供の頻度・内容

#### (1) 定期的な情報提供の頻度

定期的な情報提供の頻度は、おおむね1か月に1回を標準とする。

#### (2) 定期的な情報提供の内容

定期的な情報提供の内容は、上記2(1)及び(2)に定める幼児児童生徒等について、対象期間中の出欠状況、(欠席した場合の)家庭からの連絡の有無、欠席の理由とする。

### 4 定期的な情報提供の依頼の手続

#### (1) 市町村について

市町村は、上記2(1)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

#### (2) 児童相談所について

児童相談所は、上記2(2)に定める幼児児童生徒等について、当該幼児児童生徒等が在籍する学校・保育所等に対して、対象となる幼児児童生徒等の氏名、上記3(2)に定める定期的な情報提供の内容、提供を希望する期間等を記載した書面を送付する。

### 5 機関(学校・保育所等を含む。)間での合意

(1) 上記4により、市町村等が学校・保育所等に対し、定期的な情報提供の依頼を行う場合は、この仕組みが円滑に活用されるよう、市町村等と学校・保育所等との間で協定を締結するなど、事前に機関の間で情報提供の仕組みについて合意した上で、個別の幼児児童生徒等の情報提供の依頼をすることが望ましいこと。

(2) 協定の締結等による機関間での合意に際しては、本指針に掲げる内容を基本



としつつも、より実効性のある取組となるよう、おおむね1か月に1回程度を標準としている定期的な情報提供の頻度や、対象となる幼児児童生徒等の範囲について、定期的な情報提供の内容をより幅広く設定するなど、地域の実情を踏まえたものにする事。

- (3) 学校は、市町村等と協定の締結等により機関間での合意をしたときは、その内容等を設置者等（私立学校にあっては当該学校の所轄庁を含む。以下同じ。）に対しても報告すること。

## 6 定期的な情報提供の方法等

### (1) 情報提供の方法

学校・保育所等は、市町村等から上記4の依頼文書を受けた場合、依頼のあった期間内において、定期的に上記3に定める定期的な情報提供を書面にて行う。

### (2) 設置者等への報告等

学校が市町村等へ定期的な情報提供を行った場合は、併せて設置者等に対してもその写しを送付すること。また、市町村等へ定期的な情報提供を行うに際しては、地域の実情に応じて設置者等を経由することも可能とする。

## 7 緊急時の対応

定期的な情報提供の期日より前であっても、学校・保育所等において、不自然な外傷がある、理由不明又は連絡のない欠席が続く、対象となる幼児児童生徒等から虐待についての証言が得られた、帰宅を嫌がる、家庭環境に変化があったなど、新たな児童虐待の兆候や状況の変化等を把握したときは、定期的な情報提供の期日を待つことなく、適宜適切に市町村等に情報提供又は通告をすること。

また、学校・保育所等は保護者等から対象となる幼児児童生徒等が学校・保育所等を欠席する旨の連絡があるなど、欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合（不登校等による欠席であって学校・保育所等が定期的な家庭訪問等により本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や、入院による欠席であって学校・保育所等が医療機関等からの情報等により状況の把握を行っている場合を除く。）には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村等に情報提供すること。

なお、障害児通所支援事業所におけるこれらの取扱いは、原則として当該障害児通所支援事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等を想定しているが、障害児通所支援事業所の利用頻度が低い又は利用が不定期である幼児児童生徒等については、本取扱いに準じた取扱いとすることとし、具体的な内容については、別途お示しする。

## 8 情報提供を受けた市町村等の対応について

### (1) 市町村について

- ① 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた市町村は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報を複数人で組織的に評価する。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等での相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

- ② ①の評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら又は関係機関に依頼して家庭訪問を行う、個別ケース検討会議を開催するなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行うとともに「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。
- ③ 対応が困難な場合には児童相談所に支援を求めるとともに、専門的な援助や家庭への立入調査等が必要と考えられる場合は、速やかに児童相談所へ送致又は通知を行う。
- ④ 協議会においては、市町村内における全ての虐待ケース（上記2（2）の場合を除く。）について進行管理台帳を作成し、実務者会議の場において、定期的に（例えば3か月に1度）、状況確認、主担当機関の確認、援助方針の見直し等を行うことを徹底すること。

### (2) 児童相談所について

- ① 児童相談所が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合

ア 学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた児童相談所は、必要に応じて当該学校・保育所等から更に詳しく事情を聞くこととし、これらの情報について援助方針会議等の合議による組織的な評価を行うとともに、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を踏まえて適切に警察と情報共有すること。

なお、詳細を確認する内容としては、外傷、衣服の汚れ、学校・保育所等で

の相談、健康診断の回避、家庭環境の変化、欠席の背景、その他の虐待の兆候をうかがわせる事実を確認できた場合には当該事項等が考えられる。

イ アの評価を踏まえて、必要に応じて関係機関にも情報を求める、自ら家庭訪問を行う、個別ケース検討会議の開催を市町村に求めるなど状況把握及び対応方針の検討を組織として行う。

ウ 必要に応じて立入調査、出頭要求、児童の一時保護等の対応をとる。

- ② 市町村が学校・保育所等から上記6の定期的な情報提供又は上記7の緊急時における情報提供を受けた場合、市町村の求めに応じて積極的に支援するものとする。

## 9 個人情報保護に対する配慮

- (1) 虐待防止法においては、市町村等から児童虐待に係る情報の提供を求められた場合、地方公共団体の機関は情報を提供することができると従前から規定されていた一方、児童虐待の兆しや疑いを発見しやすい立場にある民間の医療機関、児童福祉施設、学校等は提供できる主体に含まれておらず、これらの機関等が児童虐待に係る有益な情報を有しているような場合であっても、個人情報保護や守秘義務の観点を考慮し、情報提供を拒むことがあった。

児童虐待が疑われるケースについては、児童や保護者の心身の状況、置かれている環境等の情報は、市町村等において、児童の安全を確保し、対応方針を迅速に決定するために必要不可欠であることから、「児童福祉法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第63号)においては、地方公共団体の機関に加え、病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に関する機関や医師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者(以下「関係機関等」という。)も、児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない(虐待防止法第13条の4)。

- (2) このため、学校・保育所等から市町村等に対して、定期的な情報提供を行うに当たって、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第16条及び第23条においては、本人の同意を得ない限

り、①あらかじめ特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならず、②第三者に個人データを提供してはならないこととされている。しかしながら、「法令に基づく場合」は、これらの規定は適用されないこととされており、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づき資料又は情報を提供する場合は、この「法令に基づく場合」に該当するため、個人情報保護法に違反することにならない。

なお、地方公共団体の機関からの情報提供については、各地方公共団体の個人情報保護条例において、個人情報の目的外利用又は提供禁止の除外規定として、「法令に定めがあるとき」等を定めていることが一般的であり、虐待防止法第 13 条の 4 に基づく情報提供は「法令に定めがあるとき」に該当するため、条例にこのような除外規定がある場合には条例違反とはならないと考えられる。

ただし、幼児児童生徒等、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう十分な配慮の下、必要な限度で行わなければならないので留意すること。

また、当該情報提供は、虐待防止法第 13 条の 4 の規定に基づくものであるため、同規定の趣旨に沿って行われる限り、刑法（明治 40 年法律第 45 号）や関係資格法で設けられている守秘義務規定に抵触するものではないことに留意されたい。

- (3) 市町村が学校・保育所等から受けた定期的な情報提供の内容について、協議会の実務者会議及び個別ケース検討会議において情報共有を図ろうとする際は、市町村において、学校・保育所等から提供のあった情報の内容を吟味し、情報共有すべき内容を選定の上、必要な限度で行うこと。

また、協議会における幼児児童生徒等に関する情報の共有は、幼児児童生徒等の適切な保護又は支援を図るためのものであり、協議会の構成員及び構成員であった者は、正当な理由がなく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこととされているので、このことに十分留意し、協議会の適切な運営を図ること。

## 10 その他

市町村等が学校・保育所等以外の関係機関に状況確認や見守りの依頼を行った場合にも、当該関係機関との連携関係を保ち、依頼した後の定期的な状況把握に努めるものとする。

(参考)

児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）

（資料又は情報の提供）

第十三条の四 地方公共団体の機関及び病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童の医療、福祉又は教育に係る機関（地方公共団体の機関を除く。）並びに医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童の医療、福祉又は教育に関連する職務に従事する者は、市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長、都道府県の設置する福祉事務所の長又は児童相談所長が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができる。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童、その保護者その他の関係者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

# こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性ある」と評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれを感じられるときは？

Q1の場合以外でも、虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

××児童相談所：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

## ～こども・子育て家庭の見守り時注意ポイント～

これらは全て、**児童虐待対策の専門家や児童虐待事案に対処してきた自治体職員等が「特に気を付けるべき」としている**ポイントです。

これに限らず、**日常的な関わりの中で気になる様子や状況に気づいたときは、市町村や児童相談所に相談**するようにしましょう。

### <こどもの様子>

- ・ 表情が乏しく、受け答えが少ない
- ・ 落ち着きがなく、過度に乱暴
- ・ 担当教師、保育士等を独占したがる、用事が無くてもそばに近づいてくるなど過度のスキンシップ
- ・ 保護者の顔色をうかがう
- ・ 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない
- ・ からだや衣服の不潔感（髪を洗っていない汚れ・匂い・垢の付着、爪が伸びている等）
- ・ 虫歯の治療が行われていない
- ・ 食べ物への執着が強く過度に食べる、極端な食欲不振がみられる
- ・ 理由がはっきりしない欠席・遅刻が多い
- ・ 連絡のない欠席を繰り返す
- ・ なにかと理由をつけてなかなか家に帰りたがらない

### <保護者、家族の様子>

- ・ 発達にそぐわない厳しいしつけ、行動制限がある
- ・ かわいくない、にくい等の差別的な発言がある
- ・ こどもの発達に無関心、育児に対して拒否的な発言
- ・ こどもを繰り返し馬鹿にする、激しく叱る・ののしる
- ・ きょうだいに対しての差別的な言動、特定のこどもに対して拒否的な態度をとる
- ・ ささいなことで激しく怒る、感情コントロールができない
- ・ 長期にわたる欠席があってもこどもに会わせようとしない
- ・ 行事に参加しない、連絡を取ることが難しい

## こどもを家庭内の虐待から守るために、保育士・教職員等の皆さまの力が重要です！

— こどもの異変（あざ・理由不明の欠席等）に気付いたら、躊躇なく市町村・児童相談所へ連絡を —

Q1 どんなこどもが対象なの？具体的に何をすればいいの？

○定期的な連絡を要するケース

市町村や児童相談所が「児童虐待の可能性があると評価しており、保育所等に通園しているこどもが対象です。こどもの名前等は、個別に市町村等から連絡されます。おおむね1か月に1度を目安に、出欠状況、欠席時の家庭からの連絡有無、欠席理由を連絡します。

○緊急で連絡を要するケース

**こどもに不自然な外傷がある・理由不明で欠席するといった兆候がある場合や、理由を問わず7日以上欠席が続く場合には、躊躇なく、ただちに市町村等に連絡してください。**

Q2 Q1の場合以外にこどもに虐待（ネグレクト含む）のおそれを感じられるときは？

Q1の場合以外でも、**虐待のおそれや気になる様子が見られる場合は、躊躇なく、市町村の児童虐待担当部署や児童相談所へ相談してください。**

→ 詳しくは2枚目を参照！

Q3 個人のプライバシーなど、親とのトラブルが不安

国の法律等に則った連絡であり、個人情報保護法等には抵触しません。また、連絡を受けた市町村・児童相談所は、連絡を誰から受けたのか等を秘密にする義務があります。

気になる点があれば、必ず連絡をしてください。

〇〇市役所児童福祉課：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

××児童相談所：〇〇—〇〇〇〇—〇〇〇〇

※居住自治体以外の学校等に在籍する場合にはこどもの居住地の市町村等に連絡してください。

公立小中学校以外の学校の場合は、連絡先は子どもの居住地の市町村等になります。

公立の小中学校に送付する際は、当該市町村の児童福祉主管部局において担当課及び管轄の児童相談所の連絡先を明記の上、市町村教育委員会に周知媒体を送付してください。



## 気づきのポイント情報提供ツール

出産後の養育について出産前から支援が必要と認められる妊婦（特定妊婦）の様子や状況例

- このシートは、特定妊婦かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「特定妊婦」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。  
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。  
 ○チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	☑欄	様子や状況例	自由記述
妊婦・ 出産	妊婦等の年齢	18歳未満 18歳以上～20歳未満かつ夫（パートナー）が20歳未満 夫（パートナー）が20歳未満	
	婚姻状況	ひとり親 未婚（パートナーがいない） ステップファミリー（連れ子がある再婚）	
	母子健康手帳の交付	未交付	
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降 定期的に妊婦健診を受けていない（里帰り、転院等の理由を除く）	
	妊娠状況	産みたくない。 産みたいが、育てる自信がない。 妊娠を継続することへの悩みがある。 妊娠・中絶を繰り返している。	
	胎児の状況	疾病 障害（疑いを含む） 多胎	
	出産への準備状況	妊娠の自覚がない・知識がない。 出産の準備をしていない。（妊娠36週以降） 出産後の育児への不安が強い。	
妊婦や パートナーの 行動・ 態度等	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） 自殺企図、自傷行為の既往がある。 アルコール依存（過去も含む）がある。 薬物の使用歴がある。 飲酒・喫煙をやめることができない。 身体障害がある。（身体障害者手帳の有無は問わない）	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない。 妊婦の衣類等が不衛生な状態	
	虐待歴等	被虐待歴・虐待歴がある。 過去に心中の未遂がある。	
	気になる行動	同じ質問を何度も繰り返す、理解力の不足がある。（療育手帳の有無は問わない） 突発的な出来事に適切な対処ができない。（パニックをおこす） 周囲とのコミュニケーションに課題がある。	
	家族・ 家庭の 状況	夫（パートナー）との関係	DVを受けている。 夫（パートナー）の協力が得られない。 夫婦の不和、対立がある。
出産予定見のきょうだいの状況		きょうだいに対する虐待行為がある。（過去または現在、おそれも含む） 過去にきょうだいの不審死があった。 きょうだいに重度の疾病・障害等がある。	
社会・経済的背景		住所が不確定（住民票がない）、転居を繰り返している。 経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	
		夫婦ともに不安定就労・無職など 健康保険の未加入（無保険な状態） 医療費の未払い 生活保護を受給中 助産制度の利用（予定を含む）	
		家族の介護等	妊婦または夫（パートナー）の親など親族の介護等を行っている。
サポート等の状況		妊婦自身の家族に頼ることができない。（死別、遠方などの場合を除く） 周囲からの支援に対して拒否的 近隣や地域から孤立している家庭（言葉や習慣の違いなど）	
【その他 気になること、心配なこと】			
【妊婦の気になる発言・行動】			
【妊婦や家族等の強み（ストレンクス）】			

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【乳幼児期】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。  
 ○様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。  
 ○支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。  
 ○市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。

	□欄	様子や状況例	自由記述	
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠がある。		
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。 過度に緊張し、担任教諭、保育士等と視線が合わせられない。 大人の顔色を伺ったり、接触をさげようとしたりする。		
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。 ポーンとしている、急に気力がなくなる。		
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとするなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。		
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。		
	気になる行動	担当教諭、保育士等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 不自然に子どもが保護者と密着している。 必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。		
	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする。 保護者といるとおどおどし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。		
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。 季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。		
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。 極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をねだることがよくある。		
	登園状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。 連絡がない欠席を繰り返す。		
	生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。		
	保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。 発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。 「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
		きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。 きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
心身の状態（健康状態）		精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。		
気になる行動		些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。 被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。		
幼稚園、保育所等との関わり		長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。 欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 行事への不参加、連絡をとることが困難である。		
妊娠、出産		予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産		
若年の妊娠、出産		10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
家族・家庭の状況		家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
		住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
		サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。 必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。		
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）		
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子		
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。		
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足		
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。			
【その他 気になること、心配なこと】				
【子どもや保護者の気になる発言・行動】				
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】				

虐待の発生予防のために、保護者への養育支援の必要性が考えられる児童等（「要支援児童等」）の様子や状況例【学齢期以降】

- このシートは、要支援児童等かどうか判定するものではなく、あくまでも気づきを情報共有するためのものとしてご利用ください。
- 様子や状況が複数該当し、その状況が継続する場合には「要支援児童等」に該当する可能性があります。
- 支援の必要性や心配なことがある場合には、妊婦の居住地である市町村に連絡をしてください。
- 市町村に気づきを共有するためのシートですので、関係機関で必ずしも全ての項目を確認する必要はありません。
- チェック欄のうち色塗りされているのは重点項目です。ただし、それ以外の項目も含めた幅広い視点から、何か気づきがあれば市町村へ気づきを共有してください。

	凶欄	様子や状況例	自由記述
子どもの様子・状況	健康状態	不定愁訴、反復する腹痛、便通などの体調不良を訴える。 夜驚、悪夢、不眠、夜尿がある。（学齢期に発言する夜尿は要注意）	
	精神的に不安定	警戒心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を挙げただけで顔や頭をかばう。	
		過度に緊張し、教員等と視線が合わせられない。 教員等の顔を伺ったり、接触をさげよとしたりする。	
	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない。	
		ボーっとしている、急に気力がなくなる。	
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。	
		他者とうまく関わらず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。 激しいかんしゃくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。	
	孤立	友達と一緒に遊べなかったり、孤立しがちである。	
	気になる行動	担当の教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。	
		不自然に子どもが保護者と密着している。	
		必要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 自暴自棄な言動がある。	
	反社会的な行動（非行）	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す。	
	保護者への態度	保護者の顔を窺う、意図を察知した行動をする。	
		保護者といるとおどおとし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある。	
季節にそぐわない服装をしている。 衣服が破れたり、汚れたりしている。 虫歯の治療が行われていない。			
食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる。		
	極端な食欲不振が見られる。 友達に食べ物をおねだることがよくある。		
登校状況等	理由がはっきりしない欠席・遅刻・早退が多い。		
	きょうだいや家族等の面倒を見るため、欠席・遅刻・早退が多い。 なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがたらない。		
生育上の課題	未熟児、障害、慢性疾患、発育や発達の違い（やせ、低身長、歩行や言葉の後れ等）が見られる。		
保護者の様子・状況	子どもへの関わり・対応	理想の押しつけや年齢不相応な要求がある。	
		発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある。	
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある。 子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある。 子どもに対して、繰り返し馬鹿にしてからかう、ことあるごとに激しく叱ったり、ののしったりする。	
	きょうだいとの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる。	
		きょうだいで服装や持ち物などに差が見られる。	
	心身の状態（健康状態）	精神科への受診歴、相談歴がある。（精神障害者保健福祉手帳の有無は問わない） アルコール依存（過去も含む）や薬物の使用歴がある。 子育てに関する強い不安がある。 保護者自身の必要な治療行為を拒否する。	
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない。	
		被害者意識が強く、事実と異なった思い込みがある。 他児の保護者との対立が頻回にある。	
	学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしない。	
		欠席の理由や子どもに関する状況の説明に不自然なところがある。 学校行事への不参加、連絡をとることが困難である。	
妊娠、出産	予期しない妊娠・出産、祝福されない妊娠・出産		
若年の妊娠、出産	10代の妊娠、親としての心構えが整う前の出産		
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	夫婦間の言い争いがある。 絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある。	
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている。 理由のわからない頻繁な転居がある。	
	サポート等の状況	近隣との付き合いを拒否する。	
		必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む。	
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている。	
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況（結婚、離婚を繰り返す等）	
	きょうだいが著しく多い	養育の見通しもないままの無計画な出産による多子	
	保護者の生育歴	被虐待歴、愛されなかった思い等、何らかの心的外傷を抱えている。	
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない。		
【その他 気になること、心配なこと】			
【子どもや保護者の気になる発言・行動】			
【子どもや保護者、家族等の強み（ストレングス）】			

# 気づきのポイント情報共有ツール<sup>(※)</sup>と活用の手引きについて

(※) こどもや家族の様子や養育の状況が心配なとき、関係機関が市区町村に対し、こどもや家族に関する気づきを情報共有するためのツール（以下「気づきツール」）

## 作成することとなった問題意識

- **地域での、より早期からの支援の重要性**
  - 国の令和4年度調査研究（要保護児童対策地域協議会のあり方に関する調査研究）では、市区町村へのアンケートにより、関係機関からの情報共有時に判断目安としてのツールの活用状況を調査したところ、約半数の市区町村でツールが用いられていました。
  - 令和6年度からは児童福祉法改正により「こども家庭センター」が創設されます。支援の必要なこどもや家庭に地域内でより早期にサービスを提供するため、**日常的な様子や状況に接している関係機関と市区町村との連携がより重要**になります。
- **ツールを「共通言語」として活用できるのでは**
  - 調査研究のヒアリングでは、ツールで得た**気づきのポイントを多職種・多機関による協議の場で共有**し、支援のあり方の検討を深めていました。
  - 要対協では、分野や経験の長短を超えた関係機関及び専門職が、各々の視点を持ち寄り支援のあり方を議論します。その際、ツールを「**共通言語**」として活用できる可能性があると考えました。
- **関係機関の回答負担を軽減できないか**
  - ツールを活用する上での課題として、幅広い観点を残しつつ、回答者の負担感への配慮も必要です。
  - 今回ご提示する**気づきツール**では、気づきのポイントとなる項目数自体は減らず、特に重要となる項目に着目できる形にしました。

## よくある誤解や実務上の課題

- **ツールの使い方・使われ方が分からない…**
  - 現行のツールも今回の気づきツールもアセスメントの結論づけを目的としたものではなく、**関係機関の気づきを市区町村等と情報共有し、積極的に協議へつなげるのが目的**です。
  - 一時保護の必要性など緊急性の判断は、気づきツールでは実施できませんので、別途お示ししているツール（「こども虐待対応の手引き」の一時保護決定に向けてのアセスメントシート等）等をご活用ください。
- **情報共有後の対応の流れが分からない…**
  - 気づきツールを通じて現場の気づきが情報共有された後、市区町村では調査や受理、あるいは要対協の個別ケース検討会議等における一連のアセスメントの過程で、より詳細な情報を収集します。
  - 関係機関との情報共有によって、こどもや保護者の理解を様々な関係者と深めることができます。
- **記入欄が多くて埋められない…**
  - 現行のツールも本来、全項目を埋める必要はありませんが、各欄の入力が必須だと誤解されるなど、**情報共有をする心理的ハードルが高いことが懸念**されます。
  - 見直し後の気づきツールでは、**現場で比較的重視されている項目を「重点項目」と位置づけ**ました。他方で、幅広い観点が気づきとして重要になるため、項目をそのまま残しています。

## ツールの活用のポイント

- **多面的な協議の「入り口」としての情報共有**
  - 関係機関の情報共有は、様々な関係者ととも、こどもや家庭の理解を深める起点です。関係機関が現場で得た「こんな一面もあるんだ」との気づきを共有すると、**こどもや保護者の多面的理解や、支援方策の協議の活性化**につながります。
  - ヒアリングでも、関係機関が集まって相談するためのきっかけや導入としてツールを使用していることが、複数の市区町村から報告されています。
- **支援のあり方を検討する過程での活用**
  - こどもや保護者の理解を深めるには、こどもや家庭のリスクだけでなくニーズにも目を向け、直接話を聴いたり日常的な様子を知ることが重要です。
  - そのような情報があれば、市町村では本人が現状をどう捉えているか、どんな支援が必要かを判断し、丁寧なソーシャルワークがしやすくなります。
- **幅広い観点から気づいたポイントを挙げる**
  - 要対協の調整機関担当者や有識者は、関係機関が共有する気づきは、特定の観点に絞らずに、広い視点から共有してほしいと考えています。
  - こどもや保護者の状況は多様で変化も大きいので、包括的に気づきを共有できるツールが必要です。
  - なお、気づきツールをそのまま活用する、地域特性に鑑み独自項目を追加・修正するなど、**ツール活用のあり方についても市区町村が関係機関と合意形成を図る**ことが期待されます。

## 関係機関とのネットワークづくり

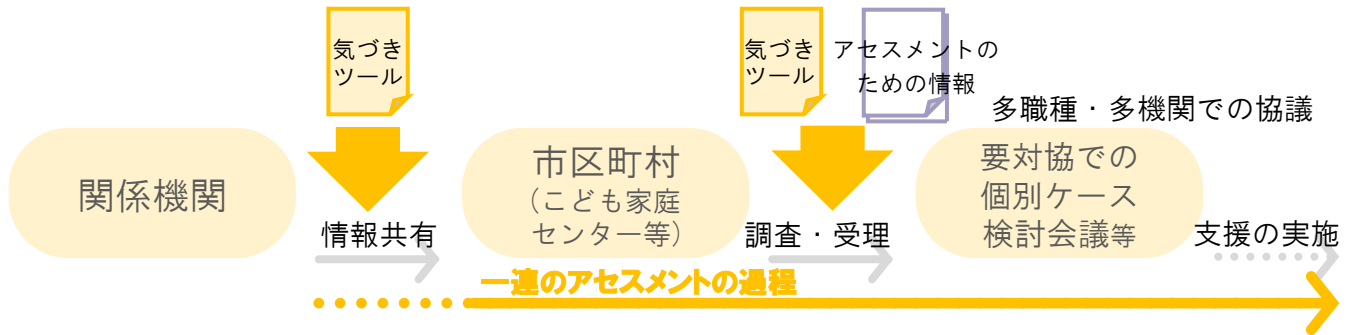
- **ツールをネットワークづくりに活用する**
  - 気づきツールは、一義的には個別のこどもや家庭の様子や状況を伝えるものですが、関係機関とのネットワークづくりのツールにもなりえます。
  - 例えば、市区町村による関係機関向け研修の中で、早期に気づきを共有してもらう重要性を伝えたり、気づきツールの円滑な活用方法を検討したり、関係機関の懸念に市区町村が応答したりする過程を通じて、地域の相互理解が生まれ、ネットワークが広がることが期待されます。
  - ツールを既に活用している地域でも、そうでない地域でも、関係機関の気づきをもとにした支援のあり方を題材として、関係者による意見交換の場を設けてはいかがでしょうか。
- **ツールを人材育成に活用する**
  - 自治体が要対協の個別ケースの検討等で、こどもや家庭のそれぞれの視点での見立てを関係機関と協議する経験は、アセスメントの視点を関係機関と共有するプロセスとしても意義があります。
  - ヒアリング調査では、人事異動があっても円滑に業務を引き継げるようにツールを整備している市区町村や、ツールの活用により総合的なアセスメントの力量形成につながるなどの意見もありました。
  - 多忙な市区町村の現場で実践的に人材育成を図る方策の1つとして気づきツールを活用することも、一考の価値があると考えられます。

# 気づきツールのねらい・位置づけ

## ねらい

### 関係機関間での協議を促すことが目的

- 気づきツールは、関係機関が市区町村へ「気づき」の情報共有を行うためのものです。アセスメントは多職種・多機関での協議により多角的に検討するものであり、気づきツールのみでアセスメントの結論づけは行われません。
- 関係機関の負担軽減と実用性に配慮し、気づきのポイントとして特に重要な項目が目立つ形にしました。市町村は共有された気づきのポイントから子どもや保護者に関する理解を深め、要対協等を通じて支援の内容を検討します。



### 支援の必要性を捉えるための視点

- 令和6年度に創設される「子ども家庭センター」では、支援者が子どもや保護者とパートナーシップを築き、支援の必要性を把握しサービスへつなぐことがこれまで以上に重視されることとなります。
- 気づきツールは関係機関の気づきを共有するためのもので、リスクの検討だけでなく、子どもや保護者のニーズを議論する際も参考として活用できます。
- なお、気づきツールは一時保護などの緊急性の判断には活用いただけません。

## 位置づけ

### 気づきツール活用場面の主な想定

- 気づきツールは主に、以下の場面でご活用いただくことを想定したものです。

だれが	どんなときに	どうする
子どもや保護者に接する関係機関(保育所、幼稚園、認定子ども園、学校、児童館、放課後児童クラブ/等)の職員(事務職員も含む)	日常的な関わりの中で、気になる様子や状況に気づいたとき	関係機関から市区町村へ情報共有を行う

- 国では関係機関が得た気づきのポイントを市町村に伝える際の目安を現行ツール<sup>(※)</sup>としてお示ししていますが、現行ツールの気づきのポイントのうち特に重要な項目を議論し、その結果を反映したものが気づきツールです。

(※) 子家発0720第4号(平成30年7月20日)「要支援児童等(特定妊婦を含む)の情報提供に係る保健・医療・福祉・教育等の連携の一層の推進について」の一部改正について 別表1～3

### アセスメントのための情報収集は別途行われる

- 気づきツールを通じて共有された情報は、調査の初期的な情報(多面的な協議の「入り口」)として位置づけられます。
- 市区町村は一連のアセスメントの過程で、アセスメントを深めるために必要な情報(例:ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、子どもや家族の生活歴・生育歴)を収集します。こうした情報を総合的に加味し、市区町村がニーズの観点から支援のあり方を検討する際、関係機関の気づきは重要な情報となります。
- 市区町村は情報共有を踏まえてさらに電話確認等の情報収集を行い、不適切養育の有無、リスク、強み等の情報を基に適切なアセスメントを行います。

## 背景

### 現行ツールに関する課題認識

- 国の現行ツールは、関係機関が市区町村へ情報共有する際に活用される想定で作成されたものですが、判断方法や活用場面は明示していません。また、現行ツールは項目数が多いため、多忙な現場で活用しづらい、実用性に欠ける、といった指摘もありました。
- 専門職間・関係機関間・自治体間での情報共有を円滑にするため、多職種・多機関の「共通言語」としやすいツールが期待されていることが、調査研究から明らかになっています。

### 要対協における気づきツール活用の利点と留意事項

- 要対協等をはじめとした市区町村のソーシャルワークの一連の過程で、総合的かつ多角的に子どもや保護者の理解を深めるため、気づきツールの活用について以下のような利点や留意事項が挙げられます。

## 利点

- ✓ 気づきツールから得られる情報は、要対協において関係者間で多角的に子どもや保護者の理解を深める際や、多機関による情報共有・協議の活性化を図る際に有用
- ✓ 気づきツールの活用により、関係機関間での情報・状況・状態の共有とニーズ把握など、支援のあり方を検討する上での共通認識の醸成に有効
- ✓ 関係機関による気づきと、他の関係機関や市町村の気づきとのズレが把握できれば、その点をきっかけに協議が促進され、多機関・多職種で子どもや家族の理解を深められる

## 留意事項

- ✓ 一般的に、緊急度やリスクの確認が重点的に行われるため、ツールがリスクのチェックのみを目的としたものと誤認されやすい
  - 支援のあり方の検討過程では、緊急度やリスクに加えニーズの観点でも考慮が必要
- ✓ 情報共有を目的としたツールなのに「アセスメントの結論づけになる」と誤認されやすい
  - ツールの活用が結果的に関係機関との協議を阻害することにならないよう、市区町村が気づきツールの目的や関係機関との協議を重視している旨を伝える

## 特徴

### 関係機関からの情報共有を促す

- 子どもや保護者と関わる中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有し、必要に応じて早期に要対協で対応する等の対応をする際、気づきのポイントとして情報共有が望まれる項目を気づきツールにまとめています。
- 市区町村は関係機関からの情報共有のハードルを下げ、「このようなことがあった」といった気づきが適時に共有されるよう、気づきツールを活用したやりとりの方法について、予め認識を合わせておくことが重要です。
- 多忙な現場で、新任職員などが特定の専門性や経験に基づかなくとも、子どもや保護者の理解を関係者と共有する際の共通言語として活用されることが期待されます。

### 重点項目を設けてツールの実用性を高める

- 現行ツールは項目数が多く、関係機関の職員にとっては情報共有の心理的ハードルが高いと実感されているため、今回、有識者との協議を通じて特に重要と位置づけられる項目（重点項目）に色付けをしています。
- ただし、「要保護児童／要支援児童」は保護者の要因・子どもの要因・環境の要因が複合的に影響した結果として生じる状況・状態です。個別性が高いため、重点項目も参照しつつ、各現場の多職種・多機関による幅広い視点から入念な協議が望まれます。



# 気づきツールの概要

## 構成

- 気づきツールには、現場で妊婦・保護者や子どもと接する中での気づきを関係機関が市区町村へ情報共有する際チェックする「様子や状況例」欄や、項目へのチェックでは表現しきれない気づきを書き込む欄を設けています。
- 子どもや家庭の理解が深まったり、支援の局面が変わったりすると、情報が持つ意味も変わります。その都度、チェック項目を振り返って確認します。

## 記入項目の概要

項目	「様子や状況例」欄	自由記述
健康状態	定形訴、回復する確率、経過などの体調不良を訴える。 嘔吐、悪夢、不眠がある。 成心が強く、音や振動に過剰に反応し、手を離れただけで顔や頭をかばう。	
精神的に不安定	過度に緊張し、担任教師、保育士等と視線が合せられない。 人の顔色を伺ったり、接触をさけようとしたりする。	
無関心、無反応	目が泣いて、受け答えが少ない。 べーっとしている、急に気がなくなる。	
攻撃性が強い	ら着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする。 若とうまく聞かれず、ささいなことでもすぐにカッとなるなど乱暴な言動が見られる。	
孤立	しいかんにやくをおこしたり、かみついたりするなど攻撃的である。 誰と一緒にならなかったり、孤立しがちである。	
子どもの様子・状況	当教師、保育士等を独占したが、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める。 自然に子どもが保護者と密着している。	
気になる行動	要以上に丁寧な言葉遣いやあいさつをする。 繰り返し嘘をつく、空想的な言動が増える。 暴言・暴言がある。	
保護者への態度	保護者の顔色を窺う、悪意を察知した行動をする。 保護者といるとおどおし、落ち着きがない。 保護者がいると必要以上に気を遣い緊張しているが、保護者が離れると安心して表情が明るくなる。	
その他「気になること、心配なこと」		
「子どもや保護者の気になる発言・行動」		
「子どもや保護者、家族等の強み（ストレス）」		

(中略)

- ✓ チェック項目「様子や状況例」のうち、気づきの視点として特に重要な項目(重点項目)に緑色の網掛けを行っています。
- ✓ 重点化したチェック項目に関する着眼点や留意事項は、この手引きの次のページ以降で解説しています。
- ✓ 妊婦・保護者や子どもに関する気づきとして、重点化していない項目も重要です。

- ✓ 「様子や状況例」の各項目をチェックするだけでは表現しきれない子どもや家庭の状況について、気づきや補足したい内容があれば自由に記載します。

- ✓ 「気になること、心配なこと」欄には、チェックした項目から考えられる困難な状況や支援の必要性があれば記入します。
- ✓ 「気になる発言」欄では、妊婦・保護者や子どもの様子・状況を推察する手がかりとなる言葉を記録しておきます。
- ✓ 「強み/ストレス」欄は、妊婦・保護者や子どもが地域で安心して暮らす際の支えとなりそうな事項を共有します。

## 活用のイメージ

## 総合的・多角的な子どもや保護者の理解

- 「様子や状況例」欄の項目を確認しつつ、子どもや保護者をみると、支援の必要性だけでなく、家庭内の問題や強みに気づくこともあります。これらは適切な支援を考える際の重要なポイントになります。
- 市区町村では総合的・多角的な子どもや家庭の理解が求められます。家族理解の端緒として気づきツールから得られる視点を踏まえつつ、アセスメントを深めるために必要な情報(例:ジェノグラム、エコマップ、サービス利用状況、子どもや保護者の生育歴・生活歴/等)は別途、市区町村が情報収集を行います。その際、関係機関からの情報共有に関する協力が欠かせません。
- 市区町村が関係機関に対し情報共有の実践的な方法に関する研修を行ったり、情報共有を起点に子どもや保護者を支援する方策を議論することも有用です。

## 気づきツール活用上の留意事項

- 関係機関では、必ずしもすべての項目を埋める必要はありません。すべての欄を埋めようとして時間がかかってしまい、情報共有のハードルが上がってしまう傾向があることが報告されています。
- 関係機関にとって不明な項目があり、当該ケースに関し確認が必要な場合は、市区町村(要対協調整機関等)が聞き取り等により把握します。
- 気づきツールだけでアセスメントを完了することはありません。気づきツールは関係機関が気づきのポイントを情報共有するためのもので、アセスメントに活用される様々な種類の情報の1つと位置づけられます。

# 各項目の着眼点・留意事項

- 気づきツールで重点項目としている各項目について、具体的に何に着目するとよいか、様子や状況を確認する際の留意事項は何か、といったことを整理しました。関係機関は、これらの項目すべてを詳細に把握する必要はなく、何か気づきがあれば市区町村へ情報共有してください。

別表1 妊婦(特定妊婦)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(49項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
妊娠・出産	妊婦等の年齢	18歳未満	妊娠期及び出産後のサポートが得られる状況・環境か
	母子健康手帳の交付	未交付	予期しない妊娠など、妊娠について複雑な思いを持っていることもあるため、なぜ未交付や未受診だったか妊婦の思いを聴く
	妊婦健診の受診状況	初回健診が妊娠中期以降	
	妊娠状況	産みたくない	迷いがある背景を多面的に確認する
		妊娠・中絶を繰り返している	おおよその妊娠週数を確認するとともに、肯定的なエピソードも含め、妊娠についての思いを聴く
出産への準備状況	出産の準備をしていない	出産に対する考えや準備が進まない理由を、妊婦や家庭状況を踏まえて確認する	
妊婦の行動・態度等	心身の状態(健康状態)	自殺企図、自傷行為の既往がある	母親の心身の健康状態は養育の要であり、理由不明の体調不良の状況や、精神的な変化の観察も重要。心身の状態を知ることによって支援方針が明確化でき、課題がある場合は高いリスクが想定されるため、(詳細な既往歴ではなく)他の項目をあわせて見るなど現在の状態を把握する
		アルコール依存(過去も含む)がある	
		薬物の使用歴がある	
	セルフケア	妊婦本人に何らかの疾患があっても、適切な治療を受けない	
虐待歴等	過去に心中の未遂がある	自己開示を受け止めつつ、行動化の状態を把握する	
家族・家庭の状況	夫(パートナー)との関係	DVを受けている	暴力や経済面・意思決定での支配がないか、短期間で妊娠・出産を繰り返していないか、夫(パートナー)に児童虐待と思われる経験(加害、被害)があるか
		夫(パートナー)の協力が得られない	家庭内の問題へ対応する力があるかも併せて検討する
	出産予定児のきょうだいの状況	きょうだいに対する虐待行為がある(過去または現在、おそれも含む)	加害の程度や時期が分かれば、併せて市町村へ情報提供する
		過去にきょうだいの不審死があった	妊婦の思いや心身のつらさなどを確認する
	社会・経済的背景	居所が不確定、転居を繰り返している	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
		経済的困窮、妊娠・出産・育児に関する経済的不安	各種制度も活用して、安定的な養育が継続できる生活環境が整うか
		健康保険の未加入(無保険な状態)	無保険の背景は何か、セルフネグレクトの状態になっていないか
	家族の介護等	妊婦または夫(パートナー)の親など親族の介護等を行っている	ダブルケアやトリプルケアへの適切な支援窓口につながっているか
	サポート等の状況	妊婦自身の家族に頼ることができない(死別、遠方などの場合を除く)	孤立育児とならないよう、知人や援助者がいないか
		周囲からの支援に対して拒否的	強い信条等により他者の助言が届かない状況となっていないか

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	無関心、無反応	表情が乏しく、受け答えが少ない	他項目の気づきの状況も考慮して、子どもの様子が意味するところを検討する
	攻撃性が強い	落ち着きがなく、過度に乱暴だったり、弱い者に対して暴力をふるったりする	子育てのしにくさを保護者がどう感じているかも把握する
	気になる行動	担当教諭、保育士、教員等を独占したがる、用事がなくてもそばに近づいてこようとするなど、過度のスキンシップを求める	虐待の可能性を察知する重要なポイントの1つ
	反社会的な行動(非行)	深夜の徘徊や家出、喫煙、金銭の持ち出しや万引きなどの問題行動を繰り返す	子ども自身が頼れる先や、長期的に見守る体制が構築できるか



# 各項目の着眼点・留意事項

別表2 乳幼児期・別表3 学齢期以降(続き)

現場で気づきのポイントを確認する際は、下表ではなく、より広い(約60項目)視点が含まれるツール本体をご参照ください。

分類	中分類	様子や状況例	着眼点・留意事項
子どもの様子	保護者への態度	保護者の顔色を窺う、意図を察知した行動をする	他に気になる様子や行動が見られないか子どもを観察するとともに、行動の背景となっている事項を検討する。子どもが家庭内のことを他言しないこともあるため、家族を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆづり話を聴く姿勢が重要
		保護者といるとおどおどし、落ち着きがない	
	身なりや衛生状態	からだや衣服の不潔感、髪を洗っていないなどの汚れ、におい、垢の付着、爪が伸びている等がある	ネグレクトの可能性を考慮し、他項目(保護者の様子、家族・家庭の状況)の把握に努める
		虫歯の治療が行われていない	
	食事の状況	食べ物への執着が強く、過度に食べる	年齢に見合う発育の状況を、身体測定記録や成長曲線も活用して確認する
		極端な食欲不振が見られる	長期休暇明けの不自然な体重の増減等、心理的課題が表出したのだと捉えて情報収集する
登園状況等	理由がはっきりしない/きょうだいや家族等の面倒をみるため欠席・遅刻・早退が多い	状況・行為に不自然なところがないか、いわゆるヤングケアラーとしての役割を担っていないか、子どもの意思表示としての行動ではないか、といった視点から背景要因を考慮する。子どもが話したがることを前提として、子どもの状況や行為を否定するような聞き取りの仕方をせず、ゆづり話を聴く姿勢が重要	
	連絡がない欠席を繰り返す		
	なにかと理由をつけてなかなか家に帰りがらない		
保護者の様子	子どもへの関わり・対応	発達にそぐわない厳しいしつけや行動制限がある	繰り返されるおそれがあるが、繰り返されたり「次にもっとひどい状況になったら」という待ちの姿勢ではなく、心配や気づきがあった時点で共有することが重要
		「かわいくない」「にくい」など差別的な発言がある	
		子どもの発達等に無関心であったり、育児について拒否的な発言がある	
	きょうだいの差別	きょうだいに対しての差別的な言動や特定の子どもに対して拒否的な態度をとる	心理面の子どもの権利の著しい侵害は、重大な傷つき体験となる。愛着関係や保護者の自己肯定感の観点から、様子を定期的に確認する
	心身の状態(健康状態)	保護者自身の必要な治療行為を拒否する	治療の中断や未受診
	気になる行動	些細なことでも激しく怒るなど、感情や行動のコントロールができない	繰り返されるおそれがあり、背景や具体的事実を確認する
	幼稚園、保育所、学校等との関わり	長期にわたる欠席が続き、訪問しても子どもに会わせようとしていない	子どもの所属機関や居場所など、家族以外で子どもとの接点・窓口となる先があれば、連絡先を確認し、必要に応じて関係機関とも共有する
行事への不参加、連絡をとることが困難である			
家族・家庭の状況	家族間の暴力、不和	絶え間なくけんかがあったり、DV・同居者間の暴力など家庭不和がある	子どもに与える長期的影響も考慮し、必要なケアを提供する
	住居の状態	家中ゴミだらけ、異臭、シラミがわく、放置された多数の動物が飼育されている	衛生面や安全面の判断は「この程度なら」と主観的な判断が含まれやすいため、複数の目で状況を確認する状況にすることが望ましい
		理由のわからない頻繁な転居がある	支援の切れ目につながりやすいため、他自治体と連携を図る
	サポート等の状況	必要な支援機関や地域の社会資源からの関わりや支援を拒む	支援の必要性や養育の不適切性をどう認識しているかを確認する
	経済的な困窮	保護者の離職の長期化、頻繁な借金の取り立て等、経済的な困窮を抱えている	ライフラインの停止等があれば、自治体へ情報提供を行う
	複雑な家族構成	親族以外の同居人の存在、不安定な婚姻状況(結婚、離婚を繰り返す等)	家族構成が変わると家族内の力動も変わりうるため、丁寧に事実確認する
	養育技術の不足	知識不足、家事・育児能力の不足	養育技術の不足を補うことができる環境(身近に相談できる人や助けを求められる人がいるか)や、自己決定の支援が確保できるか
養育に協力する人の不在	親族や友人などの養育支援者が近くにいない	再発防止の観点で、長期的にゆるやかなつながりを保てるか	

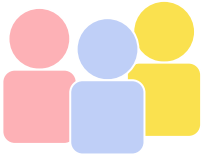
## 専門家 コメント

- 気づきツールの重点項目や活用の手引きは、現場や研究の知見を有する17名のメンバーによる議論を踏まえて作成しました。
- こどもや保護者への支援は多様な関係者の協働によって行われるため、議論のメンバーも、1/3が要対協調整機関の担当者、1/3が保育所・学校・児童館等の関係機関の職員や経験者、1/3が研究者、となるようバランスを考慮しました。
- ここでは、議論のメンバーの意見のうち、主立ったコメントを抜粋して掲載しています。

- 様々な支援者がこどもや保護者をサポートする中で、共通のモノサシ・共通言語を持って協議ができることはとても重要。(関係機関)
- ツールはあくまで参考情報の1つであり、必ず活用しなければならない、というのではない。一方、現場でこのようなツールを用いて確認を習慣づけることは、現場の気づく力を高めることにもつながりうる。(自治体)



- 担当者が少ない小規模自治体の体制で、ツールをどう生かすかが課題。こどもや保護者に会いに行ったほうが話が早い、ということもある。(自治体)
- 車を保有していないことや地域内で孤立することの意味は山間部と都市部で異なるように、地域によってリスクの意味・文脈は異なる。地域独自の気づきのポイントがある場合は、自治体が独自でツールへ項目を追加するとよい。(自治体)



- 見守りでの対応を目標にしていると、こどもの安心・安全ではなく、関係機関の安心感を得るために、いわゆる「見張り」へとすり替わってしまいがちである。家族がいま起きていることをどう認識しているのか、主観的なことを把握するのも重要。(研究者)
- 虐待のメガネでこどもや親を見ていると、強みが見えづらくなることもある。それゆえ、日常的な居場所となっている関係機関が用いるツールとして、強み／ストレングスの視点から得られた気づきを自治体へ共有することが重要である。(研究者)



- 国の現行ツールをみると「この欄を全部埋めなければならないのか」と負担感を感じる。一方で、項目が細かいほど着目すべきポイント・ヒントになる、というポジティブな面もあり、関係機関へ提示する記入欄の量は悩ましい。(関係機関)
- 要保護・要支援の確証がなくても、関係機関では自治体に情報共有してほしい。様々な記入欄を設けて心理的ハードルを上げるよりも、情報共有したあとで自治体が情報収集しアセスメントを行う、ということ伝えるべきではないか。(自治体)
- 重点化した項目は特に重要だが、重点化していないから重要でない、というわけではない。ツールを通じ「このケースはここが重要」というのを伝えたい。(関係機関)



- 通告を受理したときは目に見えるケガや心配に感じることもあるが、その家族のことはあまりよくわかっていない。最初は重要な情報なのに不明なこともあるため、家族と関わりながら理解を深める必要がある。その際、こどもと関わる職員にとってツールが「そんな情報があったのか、そんな視点で見るのか」という理解にも役立つとよい。(研究者)
- ケースが終結すればおしまいということではなく、地域内での生活は続いていく。こどもや家庭が強みを活かしつつ、阻害要因を補完できるような知恵を出し合うために、関係機関が継続的に協議を続けられるとよい。(自治体)

